

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (労働時間等) 第10条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず学長が必要と認めた場合には、その都度定める労働時間等とすることができる。</p>	<p>本則 (労働時間等) 第10条 (略)</p> <p>2 <u>第3条及び前項の規定</u>にかかわらず学長が必要と認めた場合には、その都度定める労働時間等とすることができる。<u>ただし、1日の労働時間数は7時間45分以内、1週の労働時間数は38時間45分以内とする。</u></p>	<p>学長が必要と認めた場合にその都度定めることができる、再雇用職員の労働時間数の上限を明確化する改正</p>

附 則 (令和5年4月1日規程第12号)
 この規程は、令和5年4月1日から施行する。